

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
三菱地所物流リート投資法人
代表者名 執行役員 坂川 正樹
(コード番号 3481)

資産運用会社名
三菱地所投資顧問株式会社
代表者名 取締役社長 仲條 彰規
問合せ先 常務取締役物流リート部長 坂川 正樹
TEL:03-3218-0030

資産運用会社における社内規程（資産運用ガイドライン）の一部変更に関するお知らせ

三菱地所物流リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱地所投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2019年2月21日開催の取締役会において、社内規程である資産運用ガイドラインの一部変更を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資産運用ガイドライン変更の理由

本投資法人は、物流施設を主な投資対象として、日本最大級の総合デベロッパーである三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいます。）及び2001年の設立以来豊富な不動産ファンドの運用実績を有する不動産アセットマネージャーである本資産運用会社の両社の強みをハイブリッド活用（注1）し、質の高いポートフォリオの構築と着実かつ安定的な資産運用を図り、投資主価値の最大化を目指した運用を行ってまいりました。

かかる方針のもと、本投資法人は、投資主価値の最大化を目指した運用を従来通り継続する一方で、市場環境や投資口価格の動向等を勘案して適切であると判断する場合には、資本政策として自己投資口の取得及び消却を行うことが、中長期的な投資主価値の向上に資するものと考えております（注2）。そこで、財務、資本政策の一環として、本投資法人の規約第5条第2項に基づく自己投資口の取得を検討及び実施する方針を明確にするため、本資産運用会社の資産運用ガイドラインにおいて、自己投資口の取得及び消却に関する規定を追加することといたしました。

なお、上記は本資産運用会社の資産運用ガイドラインにおける財務方針の変更の決定であり、本投資法人において自己投資口の取得に関する決定がなされているものではありません。自己投資口の取得は、その時々々の市場環境や投資口価格の動向等、資産運用ガイドラインに定められる方針に鑑み決定されるものであり、今後自己投資口の取得が実施されることを保証するものではありません。

（注1）「ハイブリッド」とは、英語で2つのものを掛け合わせることを意味し、「ハイブリッド活用」とは、三菱地所及び本資産運用会社の、それぞれの強み・特長を、状況に応じて使い分け、時に融合させることで、本投資法人の運用において最大限に活用することをいいます。

（注2）自己投資口の取得及び消却を実施した場合、発行済投資口総数の減少により、（当該取得及び消却が行われない場合に比して）投資口1口当たりの分配金が向上することになります。

2. 資産運用ガイドラインの変更内容

資産運用ガイドラインに追加した規定は以下のとおりです。

「本投資法人は、資本効率の向上と投資主還元のため、財務、資本政策の一環として自己投資口の取得及び消却を行うことを必要に応じて検討する。検討にあたっては、中長期的な投資主価値の向上という観点から特に重視するとともに、投資口価格の水準、財務状況及び市場環境等を総合的に勘案し、実施の判断を行う。」

3. 資産運用ガイドラインの変更日

2019年2月21日

以上